

四日市市広告付き庁舎案内板等設置事業 募集要項

1 事業内容

(1) 事業名

四日市市広告付き庁舎案内板等設置事業

(2) 事業概要

四日市市役所本庁舎及び四日市市総合会館において、来庁者に向けた情報発信およびサービス向上のため、庁舎案内板及び市内案内地図等を設置します。

また、同時に広告を掲載できる設備を設置し、事業者が広告主を募集し広告料収入を得ることで、上記設備の設置、維持管理費用を負担する官民協働による広告付きの庁舎案内板等設置事業です。

※事業の実施にあたっては、四日市市と実施事業者とで提案内容を反映させた協定書及び行政財産貸付契約を締結することとします。

(3) 事業期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで (5 年間)

(4) 対象施設

①四日市市役所本庁舎 (四日市市諏訪町 1 番 5 号)

鉄筋コンクリート造、地上11階 (地下2階) 建、延床面積22,755.04㎡

②四日市市総合会館 (四日市市諏訪町 2 番 2 号)

鉄筋コンクリート造、地上8階 (地下 1 階) 建、延床面積12,179.2㎡

※施設の使用については、地方自治法第238条の4第7項に規定された、行政財産の目的外使用によるものとし、使用のための手続きについては、四日市市公有財産規則に基づき行っていた必要があります。

(5) 設置場所

①四日市市役所本庁舎

1 階 正面玄関出入口正面ホール市民課待合側 (自立型)

正面玄関出入口西側横ホール壁面

東出入口正面壁面

1 ～ 3 階 東西エレベーターホール壁面 (計 6 ヶ所)

②四日市市総合会館

1 階 案内後側壁面

※各設置場所の詳細については、別紙仕様書のとおりとします。

2 費用負担

(1) 設置および維持管理費

設備に係る電気代、保険料等含め、全て事業者の負担とします。

(2) 広告料

設備に掲載される広告の広告料については、全て事業者の収入とします。

(3) 貸付料

事業者は四日市市公有財産規則第 11 条及び第 13 条第 5 項に基づき、設置に係る貸付料を納付するものとします。

3 募集方法

(1) 募集形態

公募型プロポーザル形式とします。下記はそのスケジュールです。

公募開始（募集要項、仕様書）	令和 7 年 6 月 30 日（月）
質問の受付	令和 7 年 6 月 30 日（月）～7 月 8 日（火）17 時 15 分
質問への回答	令和 7 年 7 月 14 日（月）まで
参加申込書の受付	令和 7 年 7 月 15 日（火）～7 月 22 日（火）17 時 15 分
審査	令和 7 年 8 月上旬
結果発表、通知	令和 7 年 8 月 18 日（月）

(2) 質問等

募集要項ならびに仕様についての質問がある場合は、別紙の質問書（様式 1）を電子メールまたは F A X でご提出ください。（※ご提出の際には、その旨を電話にて連絡してください。）

質問の受付期間は令和 7 年 6 月 30 日（月）から 7 月 8 日（火）までです。

質問への回答は 令和 7 年 7 月 14 日（月）までに、原則として全申込者に電子メールまたは F A X で行います。

(3) 参加申込書受付期間

令和 7 年 7 月 15 日（火）から 7 月 22 日（火）17 時 15 分

(4) 申込資格

以下に該当する方は参加できません。

- ・地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項各号の規定に該当する者
- ・地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項各号に該当すると認められた者で、その事実があった後 2 年を経過していない者
- ・国税および地方税を滞納していないこと
- ・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団および別表に該当する者
- ・過去 5 年間に国または他の地方公共団体において、同様の事業の実績がない者
- ・広告について、内容を審査できる体制が整えられていない者

(5) 提出書類（①～⑤は各 1 部、⑥～⑦は各 6 部）

- ① 参加申込書（様式 2）
- ② 誓約書（様式 3）
- ③ 登記事項証明書（履歴事項全部証明書）
- ④ 納税証明書（発行後 3 ヶ月以内のものに限る）
 - ・四日市市税の完納証明書（四日市市内に営業所を有する者のみ）
 - ・三重県税の完納証明書（三重県内に営業所を有する者のみ）
 - ・法人税、消費税及び地方消費税に未納の税額がないことの証明書
- ⑤ 印鑑証明書（発行後 3 ヶ月以内のものに限る）
- ⑥ 会社概要および事業実績報告書（様式 4）※パンフレット等を添付すること
- ⑦ 企画書 ※書式自由。最低限必要な内容は下記のとおり
 - ア 行政財産貸付料（税抜年額）

- イ 案内板等の仕様及び機能
- ウ 案内板等設置イメージ
- エ 案内板等表示内容イメージ
- オ 案内板等の通常保守（案内板等の更新等も含む）体制及び緊急時（故障時等）の対応体制
- カ 事業の運営体制、広告主の募集方法及び審査方法
- キ その他市民サービスの向上が見込める機能・設備の独自提案等

※参加申込書その他提出書類に押印する印は、印鑑証明書と同一のものとしてください。また、登記事項証明書に複数の代表者が記載されている法人にあっては、本件申込みに係る権限を有する代表者名を申込者欄に記入し、当該代表者印を押印してください。

（６）提出方法

上記（３）の期間内に（５）の書類を持参もしくは郵送（期間内必着）

（７）提出先

四日市市役所 財政経営部資産マネジメント課（本庁舎５階）
〒510-8601 三重県四日市市諏訪町1番5号

（８）選定方法

申込資格を満たす申込みについて、四日市市広告審査委員会の委員が別紙記載の審査項目を評価し、事業者を決定します。※書類のみでの審査となります。

選定結果については、令和 7 年 8 月 18 日（月）に全ての参加者に対し、書面（様式 5）により通知を行うとともに、四日市市ホームページへの掲載により公表します。

4 その他

（１）広告内容

掲載可能な広告は、四日市市広告掲載基準を遵守し、事業者側での審査を経たうえで、四日市市広告掲載要綱に基づき設置される四日市市広告審査委員会においてあらかじめ承認を得たものに限ります。

（２）詳細事項

この募集要項および仕様書に明記がない細部事項については、本市の指示に従うものとします。

（３）協議事項

業務の実施にあたり、疑義が生じた場合は、市と事業者とが協議の上、これを解決するものとします。

（４）提出書類

提出書類は申込者へ返還しません。

5 問合せ先

〒510-8601 三重県四日市市諏訪町 1 番 5 号
四日市市役所 財政経営部資産マネジメント課（本庁舎 5 階）
Tel: 059-354-8299, Fax: 059-359-0275, E-mail: shisanm@city.yokkaichi.mie.jp